

記者資料提供（平成 30 年 9 月 20 日）

神戸市住宅都市局計画部空家空地活用課 今井・川上

TEL : 078-322-6518（内線 4587） FAX : 078-322-6519

（一財）神戸すまいまちづくり公社住環境再生部支援課（すまいるネット） 田中・森

TEL : 078-222-0186 FAX : 078-222-0106

## 10月1日より空き家・空き地活用の「3つの新たな取り組み」を開始します ～空き地活用相談、空き家・空き地地域利用バンク、住環境改善支援制度～

市内の空き家住宅は、平成25年時点で約10万8千戸（全住宅の13.1%）あり、今後、人口減少に伴い、さらに増加していくことが予測されます。空き家を放置し続けると倒壊や雑草の繁茂、不法投棄などの様々な問題を引き起こすため、市としては、「空家等対策計画」や条例を策定し、空き家・空き地の適正管理の指導・勧告や代執行、使われていない空き家の市場流通促進等に取り組んできました。

さらに10月1日（月）より、空き家・空き地を活用するための3つの新たな取り組みを行うこととしました。空き家・空き地の活用で、まちの魅力を高めるとともに、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

### 1. 空き地の活用相談

神戸市すまいの総合窓口「すまいるネット」にて従来から行っている「空き家」活用相談に加えて、所有者からの「空き地」の活用、管理等の相談にも応じる「空き家等活用相談窓口」を新たに設けます。

まずは、「建築士」「ファイナンシャルプランナー」「消費生活相談員」などのすまいの相談員が電話・来所にて相談をお受けし、すまいの相談員がさらに専門的な相談が必要と判断した場合、専門相談員（不動産の専門家）がアドバイスをを行います。

さらに、専門相談員が空き地の活用について具体的な提案が必要と判断した場合、支援事業者（民間）から提案を受けられます。なお、これらの相談は全て無料です。

（売買契約等については、通常の不動産取引の手数料がかかります）



#### <お問い合わせ先>

空き家等活用相談窓口（すまいるネット内：神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル 4 階）  
電話番号：078-222-0005（10時から17時、水曜日定休）

▼すまいるネットホームページ <https://www.smilenet.kobe-sumai-machi.or.jp/>

## 2. 「空き家・空き地地域利用バンク」と新たな補助制度

「空き家」を地域の居場所、図書館、子ども食堂等の住宅以外の用途に、「空き地」をコミュニティ農園や防災倉庫置き場など、地域活性化に資する交流拠点等に転活用するため、空き家等活用相談窓口と連携し、「空き家・空き地地域利用バンク」を構築し、情報を一元化するとともに、地域利用を希望する団体と所有者とのマッチングを実施していきます。



さらに、地域利用をコーディネートするまちづくりコンサルタント等を派遣し、ニーズの摺合せを実施することでマッチングを促進していきます。

また、空き家については、すでに改修費補助制度（神戸市空き家再生等推進事業）を創設していますが、空き地についても、「空き家・空き地地域利用バンク」の創設に合わせ、新たに補助を実施します。

### <空き地地域利用事業補助>

<b>空き地所有者</b>	空き地利用団体へ3年以上無償貸しする場合、固定資産税、都市計画税の税額相当（1年度分）を補助
<b>空き地利用団体</b> <small>（自治会、婦人会、NPO法人等の団体に限る）</small>	空き地を、広場や菜園等として地域で活用する際に、1㎡当たり1万円（上限50万円）とし、花壇、水栓等の整備費用や備品費用を補助

## 3. 住環境改善支援制度（隣地統合補助）

狭小空き家など、単独では市場価値が低く流通困難な物件を、隣地との統合により解消し、住環境の改善を促進するため、隣地統合の際にかかる登記費用、不動産仲介手数料等の一部を買主へ補助する支援制度を開始します。

あわせて、隣地統合を行った敷地について、日常一般に公開される通路など住環境改善に寄与する空間の整備費の一部を補助していきます。

<b>隣地統合補助</b>	所有地または隣地いずれかが狭小地（60㎡未満）の場合、隣地を購入した買主（個人または法人）に対し、登記費用、不動産仲介手数料などの費用、上限20万円を補助
<b>空地整備費等補助</b>	隣地統合補助を交付された買主に対し、建替え等実施する際に、歩行者が自由に通行または利用できる空地の整備にかかる設計費、工事費など、経費の1/2（上限50万円）を補助